

## 有価証券報告書の適正性に関する確認書

平成 29 年 11 月 29 日

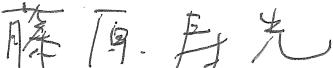
株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 殿

本店所在地址 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号  
大手町野村ビル 8 階

---

不動産投資信託証券発行者名 ラサールロジポート投資法人  
(コード: 3466)

---

代表者の役職・氏名 執行役員 藤原 寿光  
(署名) 

---

ラサールロジポート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の執行役員である藤原寿光は、本投資法人の平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までの第 3 期計算期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識するに至った理由は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人であり、その資産の運用に係る業務等をラサール REIT アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に委託しています。

本投資法人は、投信法に基づき、資産保管業務、投資主名簿等に関する事務、機関運営、計算、会計事務、納税に関する一般事務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しており、投資法人債に関する一般事務を株式会社三菱東京 UFJ 銀行に委託しています。また、本投資法人の会計監査人は PwC あらた有限責任監査法人です。

#### 2. 有価証券報告書の作成プロセス

有価証券報告書は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、本資産運用会社が原案を作成し、記載内容については、法律事務所による法律面の助言を受けて作成した上で、「投資法人の経理状況」に記載の財務諸表について会計監査人による監査を受けております。

#### 3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- ① 本投資法人の重要な情報等及び一般事務受託者より提出される会計帳簿に基づき、金融商品取引法等の関係法令に従い、有価証券報告書が作成されていることを確認しております。
- ② 有価証券報告書作成にあたり、金融商品取引法及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に關し、法律事務所から法律面での助言及び確認を得ております。
- ③ 有価証券報告書中の財務諸表につき、本投資法人の会計監査人である PwC あらた有限責任監査法人より、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明を受領しております。

以上